

あかし脱炭素経営パワーアップ制度運営業務委託
提案仕様書等に関する質問回答

業務名称		あかし脱炭素経営パワーアップ制度運営業務委託	資料名及び ページ番号
1	質問	表紙に記載する日付は、提出期限の令和8年7月8日で宜しいでしょうか。	様式6「参考業務費内訳書」
	回答	様式5「参考見積書」に参加申請書の受付期間内の日付を記載してください。様式6「参考業務費内訳書」に日付の記載は不要です。	
2	質問	定例会の開催・運営について、サポーターミーティングを3回開催するとあります。サポーターミーティングの内容の中には、サポーターへの研修とありますが、何を研修することを想定されているのでしょうか。	提案仕様書 2頁 別紙「提案仕様書に 係る用語について」
	回答	別紙「提案仕様書に係る用語について」では、これまでにサポーターミーティングで実施した内容を記載しています。 記載したすべての項目を実施する必要はありませんが、あかし脱炭素経営パワーアップ制度の運営状況に応じて、受託者とその内容を協議の上、決定します。	
3	質問	アンケートの回答結果を活用したコーディネートの実施について、回答結果データをCSV形式でご提供いただけるとありますが、ご提供いただける時期はいつ頃でしょうか。アンケート実施時期も含めて、ご教示願います。	提案仕様書 1頁
	回答	アンケートは一定の回答期間を設けて実施し、回答期限後速やかにデータを提供する予定です。 アンケートを効果的に実施できるよう、質問項目等を考慮し、受託者と調整の上、実施時期を決定します。	
4	質問	業務着手時に、令和7年度に実施した中で、宣言事業者とサポーターの活動報告やマッチング状況等の情報をご提供いただけると認識してもよいでしょうか。その場合、どのような情報をご提供いただければかご教示願います。	提案仕様書 1～2頁
	回答	使用目的を確認した上で、必要に応じて提供します。ただし、個人（事業者を含む。）の了承が得られないものについては、提供できないことがあります。	

5	質問	交流イベントを1回開催すると仮定した場合、開催時期はいつ頃想定されているでしょうか。	提案仕様書 2頁
	回答	受託者と提案された内容を踏まえて協議の上、実施時期を決定します。	
6	質問	定例会（運営会議とサポーターミーティング会議ともに）3回開催するとありますが、それぞれいつ頃開催されることを想定されているのでしょうか。	提案仕様書 2頁
	回答	あかし脱炭素経営パワーアップ制度の運営状況に応じて、定期的に各3回開催できるように、受託者と相談の上、決定します。	
7	質問	受託予定者決定後、契約内容の確認を円滑に進めるため、契約書（雛形）を事前に確認したいと考えています。契約金額等、本見積後に確定する項目を除いた契約書（雛形）は、どのタイミングでご提供いただけますでしょうか。	日程表
	回答	契約書の一部については、明石市のホームページで公開しております。公開していない部分につきましては、選定結果の通知後に提供します。 明石市ホームページ URL https://www.city.akashi.lg.jp/zaimu/keiyaku_ka/kitei.html	
8	質問	提案仕様書では、宣言事業者に対して最適なサポーターをコーディネートし、マッチング案件を5件以上創出することとされています。 ① マッチング件数として認められるのは、ADKPサポーターとのマッチングに限定されるとの理解でよろしいでしょうか。 ② 宣言事業者の課題に対応できる支援メニューを有するADKPサポーターが存在しない場合、ADKPサポーター以外の事業者・支援機関を紹介することは可能でしょうか。また、その場合はマッチング件数として評価対象となりますでしょうか。	提案仕様書 2頁
	回答	① 原則、ADKPのサポーターの支援メニューを利用したものをマッチング件数として認めます。 ② 適した支援メニューを提供することが可能なADKPサポーターが存在しない場合は、明石市と協議の上、ADKPサポーター以外の事業者・支援機関とのマッチングを件数として評価するかを判断します。	

9	質問	公共性（施策反映）評価では「直近の6月1日現在」の障害者雇用状況を評価するとされています。 一方で、2026年6月1日現在の障害者雇用状況報告書については、公共職業安定所への提出期限が2026年7月15日であり、参加申請書類の提出期限（2026年7月8日）時点では提出済みの報告書を用意することができません。 この場合、2025年6月1日の障害者雇用状況報告書（ハローワーク受付済みのもの）を提出することで差し支えないでしょうか。	公共性評価（施策反映）について 1. 障害者の積極的な雇用について
	回答	原則として、公共職業安定所に提出した2026年6月1日現在の状況を示す「障害者雇用状況報告書」を提出してください。 ただし、参加申請書等の受付期限までに準備できない場合は、公共職業安定所に提出済みの2025年6月1日現在の状況を示す「障害者雇用状況報告書」及び2026年6月1日現在で障害者雇用促進法第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上であることを示す申立書（任意様式）を参加申請書等の受付期限までに提出の上、7月14日のプレゼンテーション及びヒアリングの実施の際に、公共職業安定所に提出した2026年6月1日現在の状況を示す「障害者雇用状況報告書」を提出してください。	
10	質問	契約保証金について。公告文では、契約保証金について「明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等を行う場合がある」と記載されています。 全国基礎自治体において同種業務の実績を有する場合、契約保証金の免除対象となる可能性があるか、ご教示ください。	公募型プロポーザル方式業務委託の実施について3頁 7. 契約保証金
	回答	ご提示いただいた事案では、明石市契約規則第25条に該当しないため、免除対象にはなりません。	
11	質問	選定要領では、原則として参加申請書に記載した業務責任者がプレゼンテーションを行うこととされています。 業務責任者が同席した上で、企画内容等の説明については実務担当者が担当することは可能でしょうか。	選定要領 （5）プレゼンテーション
	回答	業務責任者が同席した上で、実務担当者がプレゼンテーションを行うことは可能です。	